

令和6年

議会運営委員会会議録

とき 令和6年11月26日

品川区議会

令和6年 品川区議会議会運営委員会

日 時 令和6年11月26日(火) 午前9時30分～午前9時36分
場 所 品川区議会 議会棟4階 正副議長応接室

出席委員 委員長 まつざわ和昌 副委員長 若林ひろき
副委員長 大倉たかひろ 委員 西村直子
委員 こしば新 委員 こんの孝子
委員 塚本よしひろ 委員 松永よしひろ
委員 山本やすゆき 委員 安藤たい作
委員 須貝行宏

欠席委員 委員 せお麻里 委員 石田ちひろ

その他の出席議員 議長 渡辺ゆういち 副議長 あくつ広王

出席説明員 堀越副区長 柏原区長室長

事務局職員 大澤区議会事務局長 横田庶務係長
黒肥地議事係長 吉田調査係長

○午前9時30分開会

○まつざわ委員長

ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

本日の予定は、お手元に配付の予定表のとおりでございます。

なお、せお麻里委員、石田ちひろ委員は本日欠席とのご連絡をいただいております。

1 令和6年第4回定例会について

(1) 理事者から発言を求められている件について

○まつざわ委員長

それでは、予定表1、令和6年第4回定例会についての、(1)理事者から発言を求められている件についてを議題に供します。

本件につきまして、堀越副区長よりご説明願います。

○堀越副区長

本日はお時間をいただきましてありがとうございます。本定例会にお手元に配付の8議案を追加提案させていただき、ご審議を賜りたく、この場をお借りいたしまして説明させていただきます。

最初に、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、一括してご説明いたします。

初めに、これら4議案について追加提案をお願いいたします理由についてご説明いたします。本年10月9日に行われた特別区人事委員会勧告を踏まえ、特別区長会や特別区職員労働組合連合会および東京清掃労働組合との間で協議、交渉を行いました結果、それぞれ11月22日に協議が調ったところでございますが、期末・勤勉手当につきましては12月分の支給に係る基準日が12月1日となっておりますことから、同日前に条例を改正し、施行するため、本定例会に追加提案をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、第一に、職員給与について2.89%の公民較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行うものであります。なお、国負担の学校教育職員の給料表につきましては、東京都の教育職員との均衡を考慮して引上げ改定を提案させていただくものでございます。第二に、職員の期末・勤勉手当の支給月数について、年間4.65月から4.85月に引き上げるものであります。第三に、扶養手当について、配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引き上げるものであります。そのほか、医師および歯科医師の初任給調整手当について東京都との均衡を考慮し、限度額の引上げ改定を提案させていただくものでございます。

次に、品川区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、品川区長および副区長の給与および旅費条例の一部を改正する条例、品川区教育委員会教育長の給与および旅費ならびに勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例および品川区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、一括してご説明いたします。

これら4議案でございますが、特別職の報酬等の額につきまして、特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、一般職員の給与と同等の改定を行うものでございます。

改正の内容でございますが、区議会議員の議員報酬ならびに区長、副区長および教育長の給料の支給月額の上上げを行うとともに、期末手当の支給月数を年間3.58月から3.73月に引き上げるもので

あります。また、本件答申の趣旨を勘案し、常勤監査委員の給与につきましても同様の改正を行うものであります。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。

本件につきまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ないようですので、質疑を終了いたします。

堀越副区長、ありがとうございました。

○堀越副区長

どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

〔副区長、区長室長退席〕

○まつざわ委員長

それでは、議事日程はこの後確認しますが、ただいま副区長より説明のありました議案につきましては、この後、午前10時開議の本会議にて上程いたします。

以上で本件を終了いたします。

(2) 議事日程(3)について

○まつざわ委員長

次に、(2)議事日程(3)についてを議題に供します。

それでは、本件につきまして、局長から説明願います。

○大澤区議会事務局長

資料No.9をご覧ください。本会議運営(案)でございます。

本日午前10時開議となります。議事日程(3)日程第1から第8までを一括して議題とし、堀越副区長よりご説明いただきます。資料右の欄にございます各常任委員会に付託の予定です。なお、日程第5、第104号議案から日程第8、第107号議案までの4件につきましては、特別区人事委員会の意見聴取が済んでおり、資料No.11にございます人事委員会からの回答を電子で配付いたします。本会議の終了は午前10時10分を予定しており、その後、各常任委員会の開会となります。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。

本件について、ご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 今後の議会日程について

○まつざわ委員長

次に、(3)の今後の議会日程についてを議題に供します。

本件について、局長より説明願います。

○大澤区議会事務局長

資料No.12をご覧ください。20日の議会運営委員会にてご案内いたしました今後の議会日程につきまして、確認させていただきます。

本日26日、議会運営委員会終了後、午前10時から本会議において追加議案の上程、付託となります。本会議散会后、常任委員会となり、追加議案については、総務委員会、文教委員会において審査となる見込みです。

28日は午後0時45分からの議会運営委員会において採決方法を確認し、午後1時からの本会議において追加議案についての委員長報告、表決となります。なお、こちらの日程表につきましては22日に全議員に送付しております。

○まつざわ委員長

説明が終わりました。

本件について、ご質疑等がございましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

ないようですので、本件について、改めまして各会派での周知をよろしく願いいたします。

以上で本件を終了いたします。

2 その他

○まつざわ委員長

次に、予定表2のその他を議題に供します。

その他で何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○まつざわ委員長

それでは、以上でその他を終了いたします。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

次回の開会は、先ほどの変更後の会議日程表のとおり、11月28日午後0時45分から、場所は第4委員会室での開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

○午前9時36分閉会